

# 「小規模事業者持続化補助金」

(主催:経済産業省 中小企業庁 日本商工会議所)

2022.4.5更新

1 補助金額	経費の2/3 最大50万円
2 対象法人	20名以下の小規模法人(商業・サービス業は5人以下)、個人事業主 申請時点で既に開業している(税務署に出した開業届上の開業日が、補助金申請日より前)が必要です
3 概要	小規模事業者自らが作成した持続的な経営に向けた経営計画に基づく、地道な販路開拓等の取組(例:新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな顧客層の獲得に向けた商品の改良・開発等)や、地道な販路開拓等と併せて行う業務効率化(生産性向上)の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。
4 次回応募締切日	2022年6月3日
5 採択された場合、実施期限	2022年度のスケジュールは今後改めて通知されます(現時点で未定)
6 補助対象内容	目的が、『策定した「経営計画」に基づいて実施する、地道な販路開拓等のための取組であること。あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための取組であること』に合致すれば、 <b>システム構築・ライセンス費用は対象</b> となります。 (電話にて事務局に確認済み)(「委託費」という項目になります)
7 応募の流れ	①「経営計画書」および「補助事業計画書」を作成 ②上記①を地域の商工会議所窓口に提出のうえ、「事業支援計画書」の作成・交付を依頼 (商工会員でなくても大丈夫です) ③後日、上記②を受け取る (当日には完成しない為、余裕をもって行く必要があるとの事です) ④締切日までに書類を事務局に郵送または電子申請 (電子申請の場合ははGビズIDプライムアカウントの取得が必要) ⑤採択されてから発注した経費が対象です(採択前に発注したものは補助対象外)
8 書類提出・問い合わせ先	■最終提出先:(書類一式のご提出先) 〒151-8799 代々木郵便局留め 【一般型】日本商工会議所小規模事業者持続化補助金事務局 電話:03-6747-4602 ■書類を書いてもらう相談窓口: 各地域の商工会議所
9 その他応募条件 (過去の採択状況) (他の補助金)	・過去10ヶ月以内に当補助金に採択されている場合、応募できません。 ・過去3年以内に採択された事業者は、その時と異なる事業であれば応募可能です。 ・同一内容で他の補助金は受けられません。
10 必要書類	・小規模事業者持続化補助金事業に係る申請書(電子申請では不要)(様式1) ・経営計画書(様式2) ・補助事業計画書(様式3) ・事業支援計画書(最寄りの商工会に作成してもらう) ・補助金交付申請書(様式5) ・貸借対照表および損益計算書(または活動計算書)(直近1期分) 個人事業主の場合は直近の確定申告書(決算期を迎えていない場合は開業届) ・(株主名簿) ・過去3年に同補助金を受けた場合、その実績報告書
11 採択率	第6回(直近)は応募総数:9,914件 採択数:6,846件 採択率:69.1%
12 WEBサイト	<a href="https://r1.jizokukahojokin.info/">https://r1.jizokukahojokin.info/</a> (応募要領・書類データのダウンロードができます)

※概略をまとめた資料です。実際応募される場合、実施団体の発行する「応募要領」をご確認下さい。